令和 3 年 6 月 30 日 く問い合わせ先> 住宅局建築指導課 代表 03-5253-8111

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する 安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示案に関する 意見募集の結果について

国土交通省では、令和3年5月10日(月)から令和3年6月8日(火)までの期間において、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〇アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する 告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

- ※2の個人・団体から合計3件のご意見をいただきました。
- ※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。
- ※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成14年建設省告示第410号) に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
保有水平耐力計算により安全性を確かめる場合に適用除外とすることが	ご指摘の鉄骨造の建築物に係る規定(建築基準法施行令第 66 条及び
できる技術的規準に第4柱の脚部が全てかかっているため、第一号口(露	平成 12 年建設省告示第 1456 号)については改正の検討を行っており
出形式柱脚のアンカーボルトの戻り止め等)の規定が適用除外とできる	ませんが、いただいたご意見は今後の参考とさせて頂きます。
と解釈できる。鉄骨造の同様の規定である柱の脚部 (建築基準法施行令第	
66条及び平成12年建設省告示第1456号)では、戻り止めは適用除外と	
することはできない。同様にするべきではないか。	
梁-柱フレームがアルミニウム構造、鉛直ブレースが鋼材の平家で延べ面	貴見の通りです。
積 200m ² 以下の建築物は、建築基準法第6条第4号の建築物に該当し、	
建築士の設計に係るものについては、構造関係規定のうち仕様規定にか	
かる部分の審査を省略することができると考えて良いか。	